

地下水常時監視結果一覧

調査区分			概況定点調査											概況メッシュ調査		
調査地点			1		2		3		4		5		6		7	
採水年月日			R7.10.6		R7.10.16		R7.10.16		R7.10.6		R7.5.14		R7.5.14		R7.10.16	
測定項目	環境基準等	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0005	○
	全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
	鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
	六価クロム	0.02 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
	砒素	0.01 以下	0.012	×	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
	総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	0.011	×
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.01	○
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	0.012	○
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
	チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
	ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	<0.1	○	1.5	○	<0.1	○	<0.1	○	1.8	○	<0.02	○	<0.1	○	
ふっ素	0.8 以下	0.48	○	<0.08	○	1.9	×	0.21	○	0.09	○	0.40	○	<0.08	○	
ほう素	1 以下	0.06	○	<0.02	○	0.09	○	<0.02	○	0.07	○	0.04	○	<0.02	○	
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 以下	<0.000004	○	0.000030	○	0.000004	○	<0.000004	○					0.000015	○

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
 3 「<」は、報告下限値未満であることを示す。
 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分			概況メッシュ調査													
調 査 地 点			8		9		10		11		12		13		14	
			東区大幸三丁目		東区東桜一丁目		北区落合町		北区水草町		西区栄生二丁目		西区野南町		中村区北畑町	
採 水 年 月 日			R7.9.25		R7.9.11		R7.9.19		R7.9.19		R7.9.16		R7.9.19		R7.11.11	
測 定 項 目	環境基準等	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
	鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
	六価クロム	0.02 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
	砒素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	0.007	○	0.009	○	<0.005	○	0.006	○
	総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	クロロエチレン	0.002 以下	0.0004	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	0.0010	○	<0.0002	○	0.0008	○
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	<0.1	○	<0.1	○	2.8	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	
ふっ素	0.8 以下	0.09	○	0.15	○	0.11	○	0.16	○	0.73	○	0.53	○	0.52	○	
ほう素	1 以下	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	0.07	○	0.04	○	<0.02	○	
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下												<0.000004	○	

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 「<」は、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分			概況メッシュ調査													
調 査 地 点			15		16		17		18		19		20		21	
			中村区平池町		中区金山五丁目		中区三の丸一丁目		昭和区福江一丁目		瑞穂区汐路町		熱田区桜田町		中川区上高畑一丁目	
採 水 年 月 日			R7.9.10		R7.9.16		R7.10.6		R7.9.11		R7.9.17		R7.10.16		R7.9.17	
測 定 項 目			環境基準等		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境 基準 項目	カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
	鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
	六価クロム	0.02 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
	砒素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
	総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	0.0003	○	<0.0002	○
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	0.006	○	<0.004	○
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	0.001	○	0.002	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	0.0033	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
	チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
	ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	<0.1	○	0.11	○	1.5	○	1.8	○	4.5	○	<0.1	○	<0.1	○	
ふっ素	0.8 以下	0.27	○	0.08	○	<0.08	○	0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	0.73	○	
ほう素	1 以下	0.08	○	<0.02	○	0.03	○	<0.02	○	0.02	○	<0.02	○	0.40	○	
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	
要監視 項目	ヘルフルオオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びヘルフル オオクタ酸 (PFOA)	0.00005 以下											0.000009	○		

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 注2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 注3 「<」は、報告下限値未満であることを示す。
- 注4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 注5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調査区分			概況メッシュ調査														
調査地点			22		23		24		25		26		27		28		
			港区善進本町		港区福前一丁目		南区忠次一丁目		守山区大字吉根		守山区下志段味一丁目		緑区大高町		緑区大高町		
採水年月日			R7.7.28		R7.7.25		R7.9.17		R7.9.18		R7.9.18		R7.9.10		R7.10.6		
測定項目			環境基準等	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	
	全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	
	鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	
	六価クロム	0.02 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	
	砒素	0.01 以下	<0.005	○	0.010	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	
	総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	
	アルキル水銀	検出されないこと															
	P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	
	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	
	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	
	クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	0.0007	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	
	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	
	チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	
	シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	
	チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	
	ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○		
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	2.1	○	1.0	○	<0.1	○	4.5	○		
ふっ素	0.8 以下	0.52	○	0.31	○	0.34	○	<0.08	○	<0.08	○	0.14	○	<0.08	○		
ほう素	1 以下	0.06	○	0.04	○	0.57	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○		
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○		
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下													0.000023	○	

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 注2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 注3 「<」は、報告下限値未満であることを示す。
- 注4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 注5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調査区分		概況メッシュ調査										汚染井戸周辺地区調査				
調査地点		29		30		31		32		33		34		35		
		緑区徳重三丁目		名東区香流一丁目		名東区小井堀町		天白区井の森町		天白区鴻ノ巣一丁目		千種区内山三丁目		千種区内山一丁目		
採水年月日		R7.9.17		R7.9.18		R7.9.18		R7.9.18		R7.9.18		R7.12.11		R7.12.11		
測定項目	環境基準等	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
	全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○				
	鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○				
	六価クロム	0.02 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○				
	砒素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○				
	総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○				
	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○				
	クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○				
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○		
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	0.007	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○				
	チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○				
	シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○				
	チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○				
	ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○				
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○					
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	<0.1	○	<0.1	○	2.4	○	1.2	○	0.86	○					
ふっ素	0.8 以下	0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○					
ほう素	1 以下	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○	<0.02	○					
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○					
要監視項目	ヘルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びヘルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下														

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 注2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 注3 「<」は、報告下限値未満であることを示す。
- 注4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 注5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
- 注6 汚染井戸周辺地区調査 調査地点34～46については14ページ参照。

調 査 区 分		汚染井戸周辺地区調査														
調 査 地 点		36		37		38		39		40		41		42		
		千種区今池二丁目		南区加福町		南区白水町		南区滝春町		名東区小井堀町		昭和区鶴羽町		昭和区北山町		
採 水 年 月 日		R7.12.11		R7.5.21		R7.5.21		R7.5.21		R7.6.13		R7.11.18		R7.11.18		
測 定 項 目	環境基準等	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	
		環境基準項目	カドミウム	0.003 以下												
全シアン	検出されないこと															
鉛	0.01 以下															
六価クロム	0.02 以下															
砒素	0.01 以下															
総水銀	0.0005以下															
アルキル水銀	検出されないこと															
P C B	検出されないこと															
ジクロロメタン	0.02 以下															
四塩化炭素	0.002 以下															
クロロエチレン	0.002 以下		<0.0002	○			<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下															
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下		<0.01	○						<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	○			<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下		<0.0005	○								<0.0005	○	<0.0005	○	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下		<0.0006	○			<0.0006	○	<0.0006	○						
トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	○			<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.0005	○			<0.0005	○	<0.0005	○						
1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下															
チウラム	0.006 以下															
シマジン	0.003 以下															
チオベンカルブ	0.02 以下															
ベンゼン	0.01 以下															
セレン	0.01 以下															
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下															
ふっ素	0.8 以下			<0.08	○											
ほう素	1 以下															
1,4-ジオキサン	0.05 以下															
要監視項目	ペルフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下														

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 「<」は、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
- 6 汚染井戸周辺地区調査 調査地点34～46については14ページ参照。

調 査 区 分			汚染井戸周辺地区調査								定期モニタリング調査					
調 査 地 点			43		44		45		46		47		48		49	
			昭和区広路本町		昭和区若柳町		昭和区鶴羽町		昭和区北山町		中村区名駅二丁目		南区三条一丁目		南区三条一丁目	
採 水 年 月 日			R7.11.18		R7.11.18		R8.2.10		R8.2.10		R7.9.10		R7.7.28		R7.7.28	
測 定 項 目			環境基準等		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下					<0.005	○	<0.005	○	0.012	×	0.013	×	0.01	○
	総水銀	0.0005以下														
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと														
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○										
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○										
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○										
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○										
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○										
	テトラクロロエチレン	0.01 以下														
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下															
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下															
ふっ素	0.8 以下							<0.08	○	<0.08	○					
ほう素	1 以下															
1,4-ジオキサン	0.05 以下															
要監視項目	ペルフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下														

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 注2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 注3 「<」は、報告下限値未満であることを示す。
- 注4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 注5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
- 注6 汚染井戸周辺地区調査 調査地点34～46については14ページ参照。

調 査 区 分			定期モニタリング調査													
調 査 地 点			50		51		52		53		54		55		56	
			中村区宿跡町		中村区太閤三丁目		港区天目町		港区潮見町		中川区中島新町一丁目		緑区鳴海町		緑区池上台三丁目	
採 水 年 月 日			R7.9.11		R7.9.11		R7.7.28		R7.9.10		R7.9.10		R7.9.18		R7.9.18	
測 定 項 目			環境基準等	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下	0.024	×	0.015	×	0.009	○	0.010	○	0.010	○				
	総水銀	0.0005以下											0.0015	×	0.0093	×
	アルキル水銀	検出されないこと											<0.0005	○	<0.0005	○
	P C B	検出されないこと														
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下														
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下														
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
	トリクロロエチレン	0.01 以下														
	テトラクロロエチレン	0.01 以下														
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下															
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下															
ふっ素	0.8 以下															
ほう素	1 以下															
1,4-ジオキサン	0.05 以下															
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下														

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 注2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 注3 「く」は、報告下限値未満であることを示す。
- 注4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 注5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調査区分		定期モニタリング調査														
調査地点		57		58		59		60		61		62		63		
		瑞穂区桃園町		緑区左京山		中川区五女子町		中川区南脇町		中川区松ノ木町		中村区平池町		中村区名駅一丁目		
採水年月日		R7.9.18		R7.9.17		R7.9.16		R7.9.16		R7.9.11		R7.9.11		R7.9.10		
測定項目	環境基準等	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下														
	総水銀	0.0005以下														
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと														
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下							0.0014	○			0.016	×	<0.0002	○
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下													<0.01	○
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.12	×	0.11	×	0.050	×			0.050	×			<0.004	○
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下													<0.0005	○
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下													<0.0006	○
	トリクロロエチレン	0.01 以下			0.37	×									<0.001	○
	テトラクロロエチレン	0.01 以下													<0.0005	○
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下															
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下															
ふっ素	0.8 以下															
ほう素	1 以下															
1,4-ジオキサン	0.05 以下															
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下														

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 「<」は、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分			定期モニタリング調査													
調 査 地 点			64		65		66		67		68		69		70	
			中区三の丸一丁目		天白区古川町		中区栄一丁目		中村区道下町		港区汐止町		港区潮見町		緑区大根山二丁目	
採 水 年 月 日			R7.12.16		R7.9.18		R7.9.11		R7.9.10		R7.9.10		R7.9.10		R7.9.10	
測 定 項 目			環境基準等		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境 基準 項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下	0.0027	×			0.0076	×								
	総水銀	0.0005以下							0.083	×	0.016	×	0.014	×		
	アルキル水銀	検出されないこと													0.0007	×
	P C B	検出されないこと													<0.0005	○
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下			0.017	×										
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下														
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
	トリクロロエチレン	0.01 以下														
	テトラクロロエチレン	0.01 以下														
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下														
	セレン	0.01 以下														
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
	ふっ素	0.8 以下														
ほう素	1 以下															
1,4-ジオキサン	0.05 以下															
要監視 項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフル オロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下														

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 「<」は、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
- 6 定期モニタリング調査 調査地点67～90については15ページ参照。

調 査 区 分			定期モニタリング調査													
調 査 地 点			71		72		73		74		75		76		77	
			中川区八家町		中区錦三丁目		千種区今池五丁目		千種区内山一丁目		中川区乗越町		熱田区神野町		南区要町	
採 水 年 月 日			R7.9.16		R7.10.16		R7.9.11		R7.9.25		R7.9.19		R7.9.11		R7.9.10	
測 定 項 目			環境基準等		測定値		測定値		測定値		測定値		測定値		測定値	
			適否		適否		適否		適否		適否		適否		適否	
環境 基準 項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下														
	総水銀	0.0005以下														
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと														
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下			<0.0002	○	<0.0002	○			0.013	×	0.0023	×	0.0047	×
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下			<0.01	○	<0.01	○								
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.083	×	<0.004	○	0.11	×	0.005	○						
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.054	×	0.001	○	<0.001	○								
	テトラクロロエチレン	0.01 以下			0.008	○	<0.0005	○								
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下															
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下															
ふっ素	0.8 以下															
ほう素	1 以下															
1,4-ジオキサン	0.05 以下															
要監視 項目	ペルフルオロオクタン sulfonic 酸 (PFOS) 及びペルフル オオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下														

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 3 「<」は、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
- 6 定期モニタリング調査 調査地点67～90については15ページ参照。

調 査 区 分			定期モニタリング調査													
調 査 地 点			78		79		80		81		82		83		84	
			南区鳴浜町		中区栄三丁目		中区栄三丁目		中区栄三丁目		中区栄三丁目		中区栄二丁目		中区錦二丁目	
採 水 年 月 日			R7.9.10		R7.11.11		R7.11.11		R7.11.10		R7.11.13		R7.11.13		R7.11.11	
測 定 項 目			環境基準等		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
環境 基準 項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下														
	総水銀	0.0005以下														
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと														
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下	0.0003	○												
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下														
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
	トリクロロエチレン	0.01 以下														
	テトラクロロエチレン	0.01 以下														
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下															
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下															
ふっ素	0.8 以下															
ほう素	1 以下															
1,4-ジオキサン	0.05 以下															
要監視 項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフル オオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下			0.00010	×	0.000053	×	0.000088	×	0.000077	×	0.000086	×	0.00014	×

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 注2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
- 注3 「<」は、報告下限値未満であることを示す。
- 注4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 注5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
- 注6 定期モニタリング調査 調査地点67～90については15ページ参照。

調 査 区 分			定期モニタリング調査													
調 査 地 点			85		86		87		88		89		90			
			中区栄二丁目		中区錦三丁目		中区丸の内二丁目		中区丸の内二丁目		中区三の丸一丁目		中区三の丸二丁目			
採 水 年 月 日			R7. 11. 13		R7. 10. 16		R7. 11. 11		R7. 11. 11		R7. 11. 13		R7. 12. 15			
測 定 項 目			環境基準等		測定値		適否		測定値		適否		測定値		適否	
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下														
	全シアン	検出されないこと														
	鉛	0.01 以下														
	六価クロム	0.02 以下														
	砒素	0.01 以下														
	総水銀	0.0005以下														
	アルキル水銀	検出されないこと														
	P C B	検出されないこと														
	ジクロロメタン	0.02 以下														
	四塩化炭素	0.002 以下														
	クロロエチレン	0.002 以下														
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下														
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
	トリクロロエチレン	0.01 以下														
	テトラクロロエチレン	0.01 以下														
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
	チウラム	0.006 以下														
	シマジン	0.003 以下														
	チオベンカルブ	0.02 以下														
	ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下															
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下															
ふっ素	0.8 以下															
ほう素	1 以下															
1,4-ジオキサン	0.05 以下															
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下	0.00033	×	0.000099	×	0.000093	×	0.000051	×	0.00061	×	0.000063	×		

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
注2 適否の○印は、測定値が環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に適合したことを、×印は環境基準値（要監視項目の場合は指針値）に不適合であったことを示す。
注3 「<」は、報告下限値未満であることを示す。
注4 環境基準等欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
注5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
注6 定期モニタリング調査 調査地点67～90については15ページ参照。

汚染井戸周辺地区調査 調査地点37～46について

調査地点37～46は、事業者からの報告等を契機に地下水汚染が判明した地点について、汚染範囲を確認するため周辺地区調査を実施した地点である。

調 査 地 点		調 査 件 名
37	南区加福町	東レ株式会社名古屋事業所周辺の井戸水調査
38	南区白水町	東亜合成株式会社名古屋研究機構跡地周辺の井戸水調査
39	南区滝春町	
40	名東区小井堀町	日東工業株式会社 名古屋工場（長久手市）周辺の井戸水調査
41	昭和区鶴羽町	パイロットインキ株式会社中工場周辺の井戸水調査
42	昭和区北山町	
43	昭和区広路本町	
44	昭和区若柳町	
45	昭和区鶴羽町	パイロットインキ株式会社中工場周辺の井戸水調査
46	昭和区北山町	

定期モニタリング調査 調査地点67～90について

調査地点67～90は、事業者からの報告等を契機に地下水汚染が判明した地点である。調査件名との対応を以下に示す。

調 査 地 点		調 査 件 名
67	中村区道下町	中村区道下町周辺井戸水調査
68	港区汐止町	自然由来調査研究
69	港区潮見町	五洋建設株式会社 名古屋土壌再利用センター周辺の井戸水調査
70	緑区大根山二丁目	緑区大高町大根山周辺井戸水調査
71	中川区八家町	旧福船町ゴルフ練習場周辺井戸水調査
72	中区錦三丁目	栄町ビル周辺井戸水調査
73	千種区今池五丁目	地下鉄東山線今池駅周辺井戸水調査
74	千種区内山一丁目	
75	中川区乗越町	中川区長良町周辺井戸水調査
76	熱田区神野町	旧国家公務員宿舎白鳥住宅周辺井戸水調査
77	南区要町	桜井興産株式会社本社南工場周辺井戸水調査
78	南区鳴浜町	大同特殊鋼株式会社星崎工場周辺井戸水調査
79	中区栄三丁目	名古屋市中区栄周辺の井戸水調査
80	中区栄三丁目	
81	中区栄三丁目	
82	中区栄三丁目	
83	中区栄二丁目	
84	中区錦二丁目	
85	中区栄二丁目	
86	中区錦三丁目	
87	中区丸の内二丁目	
88	中区丸の内二丁目	
89	中区三の丸一丁目	
90	中区三の丸二丁目	